

別紙 3

別表2 全国展開することとなった規制の特例措置

注) 「市町村」には、特別区を含む。

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
401	住民票の写しの自動交付機の設置場所拡大事業	住民票の写しの自動交付機について、市町村の自主的な判断による設置を可能にする。	全部	住民票の写しの自動交付機の設置のための既存の通知を見直して、新たな通知により住民票の写しの自動交付機の設置に際しての個人情報保護のためのセキュリティ基準を定める。その際、新たな基準と同等の水準を確保するならば、市町村の判断により住民票の写しの自動交付機を設置して差し支えないこと 事後届出にすることを新たな通知に明記する。	総務省自治行政局市町村課長から各都道府県総務部長あてに通知を发出することで対応予定	平成17年3月 実施予定	総務省
402	印鑑登録証明書の自動交付機の設置場所拡大事業	印鑑登録証明書の自動交付機について、市町村の自主的な判断による設置を可能にする。	全部	印鑑登録証明書の自動交付機の設置のための既存の通知を見直して、新たな通知により印鑑登録証明書の自動交付機の設置に際しての個人情報保護のためのセキュリティ基準を定める。その際、新たな基準と同等の水準を確保するならば、市町村の判断により印鑑登録証明書の自動交付機を設置して差し支えないこと 事後届出にすることを新たな通知に明記する。	総務省自治行政局市町村課長から各都道府県総務部長あてに通知を发出することで対応予定	平成17年3月 実施予定	総務省
403	土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業	土地開発公社が所有する特区内造成地について、事業用借地権を設定し、業務施設等の用に供するために賃貸することを可能にする。	全部	土地開発公社が所有する造成地について、事業用借地権を設定し、業務施設等の用に供するために賃貸することを可能にする。	公有地の拡大の推進に関する法律施行令(昭和47年政令第284号)を改正することで対応予定	平成16年12月 施行予定	総務省 国土交通省
405	空中線利得を増大した5GHz帯無線アクセスシステムの導入事業	5GHz帯無線アクセスシステムの無線局免許にあたり、アンテナの送受信能力(空中線利得)の上限を引き上げる。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)を改正することで対応予定	平成17年5月 施行予定	総務省

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
406	電気通信業務以外での無線アクセスシステム活用事業	無線アクセスシステムの無線局免許について、電気通信事業者以外にも個別に付与する。	全部	(5GHz帯無線アクセスシステム) 無線アクセスシステムの無線局免許について、免許制に代わり登録制を導入し、電気通信事業者以外への参入要件を緩和する。 (22/26/38GHz帯無線アクセスシステム) 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。	電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号) 無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号) 周波数割当計画(平成12年郵政省告示第746号) を改正することで対応予定	平成17年5月施行予定	総務省
407	農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業	農家民宿について、誘導灯及び誘導標識に関する規定を適用除外する等、消防用設備等に関する消防法令の規定の適用を柔軟に行う。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。	消防庁予防課長から各都道府県消防主管部長及び東京消防庁・各指定都市消防長あてに通知を発出することで対応予定	平成17年3月までに実施予定	総務省
408	石油コンビナート等特別防災区域内事業所の多様な安全確保措置による施設配置等事業	石油コンビナート等特別防災区域における施設地区の配置、特定通路の幅員、通路の配置及び形状等の基準について、同等の安全性が確保される代替措置を講ずることにより、適用除外にする。	全部	規制の特例措置を全国展開するにあたっては、石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令において、事業所ごとの状況に応じた設備の配置が可能となるよう、いわゆる「特認制度」を盛り込む。また、地方分権を推進する観点から、地方公共団体が特例内容に係る安全性の判断に事前に関与できるよう措置する。	石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令(昭和51年通商産業省・自治省令第1号)を改正することで対応予定	平成17年3月施行予定	総務省
501 502 503	外国人研究者受入れ促進事業	外国人研究者の在留期間の上限を3年間から5年間に伸長する。この際、研究成果を活用した事業を経営する活動を行う場合に在留資格変更許可を不要とする。	全部	必要最小限の弊害の予防措置を講じた上で、下記の措置を講ずる。 特定の研究施設において特定の分野に関する研究業務に従事する外国人について、併せて当該特定の分野に関する研究の成果を利用して行う事業を自ら経営する活動を行うことを可能とする。 当該外国人に係る在留期間の上限を3年から5年へ伸長する。 当該外国人について、在留資格「研究」に係る学歴・実務経験の要件の緩和及び在留資格「投資・経営」に係る投資要件・実務経験要件の緩和を行う。	出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令319号)を改正することで対応予定	平成17年度中に措置	法務省

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
701	臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業	通関業務の時間外手数料である臨時開庁手数料について、半額とする。	全部	手数料の額は、臨時開庁に要する経費を勘案して定めるとい基準を原則とし、規制の特例措置は国際物流の効率化策の効果が得られる場合には例外として2分の1としている。このため、全国展開に際し、国際物流の効率化策の効果が得られる場合など一定の適用要件を設ける。	関税法(昭和29年法律第61号)を改正することで対応予定	平成16年度中に措置	財務省
702	税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業	臨時開庁申請が確実に見込める時間帯において、特区内の官署に予め職員を常駐させる。	全部	全国展開に際し 執務時間外の通関体制整備を図る官署にあっては、通関需要の多い時間帯(例えば、臨時開庁申請が1時間あたり1件以上)には予め職員を常駐させるとともに、それ以外の時間帯には個々の申請に応じて必ず所要の職員を配置できる体制とする。また、それ以外の官署にあっては、執務時間外の通関需要に的確に対応する。 通関需要の見極めを行う。それに的確に対応するに際しては、執務時間外の通関体制整備を図る官署において、臨時開庁申請が1時間あたり1件を大きく下回らない程度(2分の1程度)を継続してあらかじめ常駐させる時間帯の目安とするとともに、実績のみではなく、臨時開庁申請件数の増加に直接結びつく新たな航路の就航、コンテナゲートのオープンなど、近い将来臨時開庁申請が1時間当たり1件程度確実に見込める時間帯が生じる場合には、その見込みに基づき、その時間帯の通関体制を整備する。	関税局長から各税関長あてに通達を発出することで対応予定	平成17年度中実施予定	財務省
803	不登校児童生徒等を対象とした学校設置に係る教育課程弾力化事業	不登校児童生徒及び不登校状態の生徒を対象とした学校において、教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を可能とする。	全部	1. 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。 2. 1. の要件については、地方公共団体の主体的な判断に基づきつつ、規制所管省庁の関与は、憲法、教育基本法及び学校教育法上の観点から必要最小限なものとする。	学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)を改正することで対応予定	平成17年度中に措置	文部科学省

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
804	高等学校等における学校外学修の認定可能単位数拡大事業	他の高等学校や中等教育学校の後期課程に修得した単位を高等学校の単位数に互換できる単位数の上限を、20単位から36単位に引き上げる。	全部	1. 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。 2. 1. の要件適合性については、地方公共団体が判断するものとする。	学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)を改正することで対応予定	平成16年度中に措置し、平成17年4月から施行予定	文部科学省
805	IT等の活用による不登校児童生徒の学習機会拡大事業	地方公共団体等がIT等を活用して提供する学習活動を、不登校児童生徒が教育支援センターや自宅等で行う場合に、当該学習について、指導要録上出席扱いとし、また、成果を評価に反映する。	全部	1. 特区における規制の特例措置の内容・要件を踏まえ全国展開を行う。 2. 1. の要件適合性については、地方公共団体が判断するものとする。	通知を発出することで対応予定	平成17年度中に措置	文部科学省
810	市町村費負担教職員任用事業	教職員の給与を都道府県が負担することとする規定の例外を設け、市町村教育委員会による市町村費負担教職員の任用を制度化する。	全部	教職員の給与を都道府県が負担することとする規定の例外を設け、市町村教育委員会による市町村費負担教職員の任用を制度化する。その際、市町村の人事上の自由度を拘束するような条件を付加しない。	市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)等を改正することで対応予定	平成17年度中に措置	文部科学省
903	官民共同窓口の設置による職業紹介事業	公共職業安定所と民間職業紹介機関が共同窓口を設置する場合に、求職情報及び求人情報を共有化することが守秘義務規定に抵触しないことを明確化する。	全部	公共職業安定所と民間職業紹介機関が共同窓口を設置する場合に、必要最小限の個人情報漏えいを防止するための措置を講じたうえで、求人・求職情報を相互に連絡・回付することが守秘義務規定に抵触しないことを通達により明確化する。	職業安定局長から都道府県労働局長あてに通達を発出することで対応予定	平成17年3月実施予定	厚生労働省

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
905	農業者研修教育施設の長による無料職業紹介事業	特区の認定を受けた地方公共団体においては、県立の農業大学校が、許可によらず、届出により無料職業紹介事業を実施できることとする。	全部	県立の農業大学校が、特区の認定を受けずとも、許可によらず、届出により無料職業紹介事業を実施できることとする。	職業安定法(昭和22年法律第141号)の一部改正(平成16年3月1日施行)をもって全国展開することとなるよう、職業安定局長から都道府県労働局長あてに所要の通達を发出することで対応予定	平成16年度中に措置	厚生労働省
1002	地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業	地方公共団体が、その設定する特区内に現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他効率的な利用を図る必要がある農地が相当程度存在するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以降は、特定事業の実施主体である地方公共団体及び農業協同組合以外の者が次に掲げる農地について行う賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定で、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(以下「特定農地貸付法」という。)第2条第2項各号に掲げる要件に該当するものについては、これを同項に規定する特定農地貸付けとみなして、特定農地貸付法及び市民農園整備促進法の規定を適用する。 1. 特定事業の実施主体の所有に係る農地(実施主体が当該農地の適切な利用を確保する方法等について、認定を受けた地方公共団体と協定を締結しているものに限る。) 2. 特定事業の実施主体が地方公共団体又は農地保有合理化法人から特定事業の用に供すべきものとして使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けている農地(実施主体が当該農地の適切な利用を確保する方法等について、認定を受けた地方公共団体及び特定事業特定事業対象農地貸付けを行う地方公共団体又は農地保有合理化法人と協定を締結しているものに限る。)	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平成元年法律第58号)を改正することで対応予定	平成16年度中に措置	農林水産省

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
1103	資本関係等によらない密接な関係による電力の特定供給事業	電力の供給者と需要家との間に資本関係等の密接な関係がある場合に認められる特定供給制度について、同一企業グループとみなしうる取引関係等がある場合、供給者と需要家が組合を設立する場合についても認める。	全部	次の(1)又は(2)に該当する電力の供給者と需要家との間においては、生産工程、資本関係、人的関係等に関わらず、供給者は特定供給の許可が受けられるようにする。 (1)取引等を通じて実態として同一企業グループとみなしうる関係を有し、その関係が今後も長期間にわたり継続することが見込まれること。 (2)共同して組合を設立し、当該組合が発電設備施設の保有又は維持管理を行う場合であって、その関係が今後も長期間にわたり継続することが見込まれること。 (特区における規制の特例措置には、協定に地方公共団体が関与することが要件とされているが、全国展開に際し、その必要性は認められないので、さらなる規制緩和を図ることとし、当該要件を課さない。)	電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)を改正することで対応予定	平成17年3月施行予定	経済産業省
1104	一般用電気工作物への位置付けによる家庭用燃料電池発電設備導入事業	家庭用燃料電池について、自家用電気工作物から一般用電気工作物に位置付けを変更し、一般家庭において主任技術者の選任や保安規程の策定・届出を不要とする。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件等を踏まえ、一定の要件を満たす固体高分子型燃料電池発電設備であって、出力が10kW未満のものについては、一般用電気工作物に位置付け、主任技術者の選任や保安規程の策定・届出を不要とする。	電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)を改正することで対応予定	平成17年3月施行予定	経済産業省
1107	ジメチルエーテル試験研究施設の変更工事手続簡素化事業	ジメチルエーテルの試験研究設備として地方公共団体が認めたものについて、処理能力の変更を伴わない変更工事の際に必要となる手続きにつき、許可を届出に、届出を不要に簡素化する。	全部	全国展開に際し、特区における規制の特例措置の内容のとおり全国展開を行うこととし、例えば試験研究設備をコンクリート壁で囲うなどの代替措置を要件とする場合には、必要最小限のものとする。	一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)及びコンビナート等保安規則(昭和61年通商産業省令第88号)を改正することで対応予定	平成17年3月施行予定	経済産業省

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
1119	高圧ガス設備の開放検査期間変更事業	地方公共団体の提案に基づき、高圧ガス設備の開放検査期間を変更できるようにする。	全部	一定の組織体制の構築と余寿命予測診断等の代替措置を定めた民間規格が提案され、適格性が確認された結果、国の基準として採用されれば、各事業者がこの規格に沿った管理を行っているかを都道府県が判断することで個別機器についての開放周期の延長を認めることができるようにする。	液化石油ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第52号)、一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)及びコンビナート等保安規則(昭和61年通商産業省令第88号)を改正することで対応予定	平成17年3月 施行予定	経済産業省
1120	石油コンビナート等特別防災区域内事業所の多様な安全確保措置による施設配置等事業	地方公共団体の提案に基づき、石油コンビナート等特別防災区域における施設地区の配置、特定通路の幅員、通路の配置及び形状等の基準について、同等の安全性が確保される代替措置を講ずることにより、変更できるようにする。	全部	規制の特例措置を全国展開するにあたっては、石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令において、事業所ごとの状況に応じた設備の配置が可能となるよう、いわゆる「特認制度」を盛り込む。また、地方分権を推進する観点から、地方公共団体が特例内容に係る安全性の判断に事前に関与できるよう措置する。	石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令(昭和51年通商産業省・自治省令第1号)を改正することで対応予定	平成17年3月 施行予定	経済産業省
1133・ 1134	温泉鉱山における保安技術職員(係員)の外部委託・兼務事業	温泉鉱山において、当該鉱山以外から保安技術職員(係員)を選任する必要がある場合に限り、当該係員を外部委託することを可能とする。この場合において、当該係員に2以上の鉱山の係員または3以上の係員を兼務させることを可能とする。	全部	鉱山保安規則を廃止し、新たに鉱山保安法施行規則を制定することに伴い、係員制度が廃止され、新たに作業監督者の選任が必要となるが、当該作業監督者の選任にあたっては外部委託を可能とし、かつ、保安が確保されることを条件に兼務の制限を規定しない。	鉱山保安法施行規則(平成16年経済産業省令第96号)にて対応予定	平成17年4月 1日施行予定	経済産業省
1135-1	温泉鉱山における防爆型でない電気施設設置事業	温泉鉱山において、現行の防爆型機器の使用義務について、現行の鉱山保安法上と同等の安全性が確保されていることを確認できる場合に限り、適用除外を可能とする。	全部	鉱業権者が講ずべき措置として例示されている措置、若しくは、当該措置と同等以上であると実証された措置を講ずる場合には、防爆型機器の使用を不要とする。	鉱山保安法施行規則(平成16年経済産業省令第96号)にて対応予定	平成17年4月 1日施行予定	経済産業省

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
1135-2	温泉鉱山における施設設置制限緩和事業	温泉鉱山において、可燃性ガスが噴出し、又は噴出するおそれが多い坑井等からの住宅等の距離制限について、現行の鉱山保安法上と同等の安全性が確保されていることを確認できる場合に限り、適用除外を可能とする。	全部	鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令に係る告示において、一般法(消防法)で規定される保安距離と同等とし、その上で安全性が確保されることを立証し、確認された場合には、さらに距離制限が緩和される。	鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令に係る告示にて対応予定	平成17年4月1日施行予定	経済産業省
1135-3	温泉鉱山における高圧ガス設備等の設置制限緩和事業	温泉鉱山において、新たに高圧ガス設備を設置する際の建築物等の距離制限について、現行の鉱山保安法上と同等の安全性が確保されていることを確認できる場合に限り、適用除外を可能とする。	全部	鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令に係る告示において、一般法(消防法)で規定される保安距離と同等とし、その上で安全性が確保されることを立証し、確認された場合には、さらに距離制限が緩和される。	鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令に係る告示にて対応予定	平成17年4月1日施行予定	経済産業省
1201	公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化事業	地方公共団体が早期に埋立地の有効利用を行うことにより臨海部の活性化を図る必要があると認め、構造改革特別区域計画を申請し、認定された場合には、公有水面埋立法第27条第2項及び第29条第2項の許可の基準である「已むことを得ざる事由あること」に該当することとする。 また、大臣協議の処理期間については、受理から通知まで2週間(土日祝祭日を除く。)とする。	全部	竣工認可の告示を行った埋立地について、臨海部の活性化を図る目的で地方公共団体が作成したその利用計画が、一定の要件に該当すると都道府県知事が認めたときは、当該埋立地に係る公有水面埋立法第27条第2項及び第29条第2項の許可の基準である「已むことを得ざる事由あること」に該当することとする。 また、大臣協議の処理期間については、受理から通知まで2週間(土日祝祭日を除く。)とする。	河川局長・港湾局長から各管理者宛てに通達を発出することで対応予定	平成17年1月実施予定	国土交通省

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
1204	自動車の回送運行時における仮ナンバー表示の柔軟化事業	当該区域が、国際自動車専用船が発着する埠頭を含み、かつ、法第4条第2項の構造改革特別区域計画に定めた当該特例を適用する運行区間が、その道路や通行車両の状況、周辺環境から主として自動車専用船から陸揚げされた自動車の駐車場、整備工場、その他関係施設への回送又は自動車専用船に積み込む自動車の回送の用に供されていると地方公共団体が認め、特区として認定された後、道路運送車両法第36条の2に基づく回送運行許可事業者に対し、当該区間に限り使用できる回送運行許可番号標を別途定め、その使用を認める。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。	道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)を改正することで対応予定	平成17年3月施行予定	国土交通省